

第 2 一 般 会 計

(A) 歳 出

社会保障関係費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(31,973,783)	(499,700)
32,473,483	32,498,706	△ 25,223

1 年金給付費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
11,483,088	11,312,994	170,094

この経費は、「国民年金法」(昭 34 法 141)、「厚生年金保険法」(昭 29 法 115)等に基づく年金給付等に必要経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	0	2
特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	3,207	3,372
基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	11,418,866	11,243,835
年金特別会計へ繰入	518,601	583,304
厚生年金保険給付費国庫負担金繰入	494,960	559,709
拠出制国民年金国庫負担金繰入	23,641	23,595
福祉年金等年金特別会計へ繰入	711	1,628
基礎年金年金特別会計へ繰入	10,899,554	10,658,903
厚生年金基礎年金国庫負担金繰入	8,986,894	8,685,927
国民年金基礎年金国庫負担金繰入	1,912,660	1,972,976
私的年金制度整備運営費	2,856	2,623

国家公務員共済組合連合会等助成費

	58,159	63,162
計	11,483,088	11,312,994

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入

「国民年金法」(昭 34 法 141)等に基づく基礎年金の国庫負担割合については、消費税増収分等を活用した 2 分の 1 への引上げの恒久化等により、厚生年金保険については 9,481,854 百万円、国民年金については 1,936,301 百万円を計上している。また、福祉年金等に係る国庫負担金については、711 百万円を計上している。

(2) 特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入

「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」(平 16 法 166)に基づき、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に特別障害給付金を支給するため、国庫負担金として 3,207 百万円を計上している。

2 医療給付費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
11,501,035	11,273,896	227,138

この経費は、「健康保険法」(大 11 法 70)、「国民健康保険法」(昭 33 法 192)、「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭 57 法 80)等に基づく医療保険給付等に必要経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
感染症対策費	3,523	3,561
特定疾患等対策費	132,862	132,013
原爆被爆者等援護対策費	30,385	32,703
医療提供体制基盤整備費	60,244	60,244

医療保険給付諸費	9,601,083	9,402,572
全国健康保険協会保険給付費等補助金	1,125,463	1,058,109
国民健康保険組合療養給付費補助金	199,988	198,727
国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金	59,008	59,031
全国健康保険協会後期高齢者医療費支援金補助金	—	122,769
後期高齢者医療給付費等負担金	3,741,980	3,632,072
国民健康保険療養給付費等負担金	2,019,386	1,891,114
国民健康保険後期高齢者医療費支援金負担金	525,409	534,896
後期高齢者医療財政調整交付金	1,219,446	1,185,692
国民健康保険財政調整交付金	562,632	569,724
国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金	147,771	150,439
麻薬・覚せい剤等対策費	0	0
児童虐待等防止対策費	3,366	3,179
母子保健衛生対策費	3,721	3,700
生活保護等対策費	1,396,550	1,367,103
障害保健福祉費	269,301	268,822
心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費	16,960	17,339
精神障害者医療保護入院費補助金	358	396
障害児入所医療費等負担金	6,285	6,342
精神障害者措置入院費負担金	5,322	5,140
障害者医療費負担金	240,375	239,605
計	11,501,035	11,273,896

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 特定疾患等対策費

「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平 26 法 50) 及び「児童福祉法」(昭 22 法 164) に基づく地方公共団体が支弁する特定医療費等の国庫負担として、132,862 百万円を計上している。

(注) 難病対策費としては、この医療給付費に計上されているほか、難病の治療研究を推進し、患者の経済的負担の軽減を図るための従来の医療費助成及び難治性疾患の原因解明、診断・治療法の開発等を促進するための総合的・戦略的な研究開発費等が科学技術振興費等に計上されており、難病対策費の総額は 128,142 百万円となっている。

(2) 原爆被爆者等援護対策費

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平 6 法 117) に基づく原爆被爆者に対する医療の給付として、30,385 百万円を計上している。

(3) 医療提供体制基盤整備費

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平元法 64) に基づき、消費税増収分等を活用し、地域医療介護総合確保基金(医療分)を各都道府県に設置し、病床機能の分化・連携や在宅医療の推進、医療従事者の確保・養成を図るために 60,244 百万円を計上している。

(4) 医療保険給付諸費

(イ) 全国健康保険協会管掌健康保険等

「健康保険法」(大 11 法 70) 及び「船員保険法」(昭 14 法 73) に基づく全国健康保険協会の療養給付費等に対する国庫補助として、1,125,463 百万円を計上している。

(ロ) 国民健康保険

「国民健康保険法」(昭 33 法 192) に基づく市町村等の療養給付費等に対する国庫負担等として、3,514,195 百万円を計上している。

(ハ) 後期高齢者医療

「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭 57 法 80) に基づく後期高齢者医療広域連合の療養給付費等に対する国庫負担等として、4,961,425 百万円を計上している。

(5) 生活保護等対策費

「生活保護法」(昭25法144)に基づき、地方公共団体が支弁する医療扶助費及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平6法30)に基づく医療支援給付金に対する国庫負担として、1,396,550百万円を計上している。

(6) 障害保健福祉費

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平17法123)等に基づき、地方公共団体が支弁する障害者自立支援医療費等に対する国庫負担等として、269,301百万円を計上している。

3 介護給付費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
3,012,980	2,932,323	80,658

この経費は、「介護保険法」(平9法123)等に基づく介護保険給付等に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
生活保護等対策費	70,564	70,006
高齢者日常生活支援等推進費	156,930	150,073
介護保険制度運営推進費	2,785,486	2,712,243
全国健康保険協会介護納付金補助金	115,289	155,733
国民健康保険組合介護納付金補助金	28,981	29,409
介護給付費等負担金	1,832,301	1,741,415
国民健康保険介護納付金負担金	205,483	206,483
介護給付費財政調整交付金	497,363	472,853
国民健康保険介護納付金財政調整交付金	57,792	58,073
医療介護提供体制改革推進交付金	48,277	48,277
計	3,012,980	2,932,323

その内容の主なもの、次のとおりである。

(1) 生活保護等対策費

「生活保護法」(昭25法144)に基づき、地

方公共団体が支弁する介護扶助費及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平6法30)に基づく介護支援給付金に対する国庫負担として、70,564百万円を計上している。

(2) 高齢者日常生活支援等推進費

新しい介護予防・日常生活支援総合事業を段階的に実施するとともに、地域包括支援センターの実施体制の確保等を行うこととし、156,930百万円を計上している。

そのうち、消費税増収分等を活用し、認知症対策や在宅医療・介護連携などを充実することとし、21,465百万円を計上している。

(3) 介護保険制度運営推進費

「介護保険法」(平9法123)に基づく市町村の介護給付費に対する国庫負担等として、2,785,486百万円を計上している。

そのうち、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平元法64)に基づき、消費税増収分等を活用し、地域医療介護総合確保基金(介護分)を各都道府県に設置し、介護施設の整備や介護人材の確保等を図るために48,277百万円を計上している。

4 少子化対策費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
2,114,874	2,024,062	90,812

この経費は、「子ども・子育て支援法」(平24法65)等に基づく子ども・子育て支援に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
子ども・子育て支援推進費	792,825	650,018
子どものための教育・保育給付費補助金	4,876	7,200
子どものための教育・保育給付費負担金	787,949	642,818
子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入	1,195,882	1,228,506
児童手当年金特別会計へ繰入	1,168,503	1,185,799

地域子ども・子育て支援事業年金特別会計へ繰入	27,379	42,707
失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	6,685	34,582
児童虐待等防止対策費	119,350	110,824
国立児童自立支援施設運営費	132	132
計	2,114,874	2,024,062

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 子ども・子育て支援推進費

「子ども・子育て支援法」(平 24 法 65) に基づく地方公共団体が支弁する子どものための教育・保育給付の国庫負担等について、消費税増収分等を活用し、子ども・子育て支援新制度における教育・保育の量及び質の充実を図ることとし、792,825 百万円を計上している。

(2) 子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入

(イ) 児童手当年金特別会計へ繰入

「児童手当法」(昭 46 法 73) に基づく児童手当の給付に要する費用の国庫負担として、1,168,503 百万円を計上している。

(ロ) 地域子ども・子育て支援事業年金特別会計へ繰入

「子ども・子育て支援法」(平 24 法 65) に基づく地域子ども・子育て支援事業に要する費用について、消費税増収分等を活用し、子ども・子育て支援新制度における地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図ることとし、27,379 百万円を計上している。

(3) 失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入

「雇用保険法」(昭 49 法 116) に基づく育児休業給付金の支給に要する費用の国庫負担として、6,685 百万円を計上している。

(注) 経済対策を踏まえ、29 年度から 31 年度までの 3 年間に限り、国庫負担割合を本則の 10% に引き下げている。

(4) 児童虐待等防止対策費

「児童福祉法」(昭 22 法 164) に基づく地方公共団体が支弁する児童福祉施設等における

保護措置費等の日常生活費等の国庫負担について、消費税増収分等を活用し、社会的養護の充実を図るため、受入児童数の拡大や養育環境の整備を推進することとし、119,350 百万円を計上している。

5 生活扶助等社会福祉費

29 年度(百万円)	28 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(4,008,045)	(12,470)
4,020,515	4,483,919	△ 463,405

この経費は、「生活保護法」(昭 25 法 144) に基づく生活扶助等、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平 17 法 123) 等に基づく障害者自立支援給付等に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29 年度(百万円)	28 年度(百万円)
子ども・子育て支援推進費	6,315	(-) 399
子どものための教育・保育給付調査委託費	110	—
子ども・子育て支援推進費補助金	6,205	—
子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金	—	(-) 399
子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入	50,892	48,076
年金特別会計へ繰入	50,892	48,076
国家公務員共済組合連合会等助成費	118	118
特定疾患等対策費	209	228
原爆被爆者等援護対策費	563	563
医薬品安全対策等推進費	64	68
医療保険給付諸費	321,528	(291,757) 308,797
後期高齢者医療制度事業費補助金	5,576	4,440
後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金	885	984

高齢者医療運営 営門滑化等補助 金	74,671	38,606	児童虐待等防止 対策費	18,088	(9,589) 9,608
高齢者医療制 度門滑運営事 業費補助金	21,319	(262) 4,174	母子保健衛生対 策費	20,771	18,647
国民健康保険 組合出産育児 一時金等補助 金	4,414	4,303	母子家庭等対策 費	193,488	189,660
国民健康保険 団体連合会等 補助金	4,391	3,964	子ども・子育て 支援対策費	3,767	(2,655) 3,001
国民健康保険 制度関係業務 準備事業費補 助金	19,962	(18,009) 30,451	児童福祉施設整 備費	6,590	(5,662) 14,596
後期高齢者医 療災害臨時特 例補助金	—	(—) 213	生活保護等対策 費	1,505,064	(1,525,432) 1,527,554
国民健康保険 災害臨時特例 補助金	—	(—) 473	社会福祉諸費	34,130	34,551
全国健康保険 協会事務費負 担金	6,547	7,123	障害保健福祉費	1,457,341	(1,342,886) 1,343,236
健康保険組合 事務費負担金	2,660	2,661	独立行政法人国 立重度知的障害 者総合施設のぞ みの園運営費	995	1,314
国民健康保険 組合事務費負 担金	2,318	2,356	社会福祉施設整 備費	7,574	(7,455) 21,926
高齢者医療特 別負担調整交 付金	10,000	—	独立行政法人福 祉医療機構運営 費	2,815	3,056
高齢者医療制 度門滑運営臨 時特例交付金	168,785	209,050	公的年金制度運 営諸費	541	3,157
健康保険事業借 入金諸費年金特 別会計へ繰入	5,911	10,388	私的年金制度整 備運営費	5	(5) 464
医療費適正化推 進費	22,695	22,514	高齢者日常生活 支援等推進費	4,517	4,539
全国健康保険 協会特定健康 診査・保健指 導補助金	2,010	1,936	介護保険制度運 営推進費	25,188	(10,797) 20,867
健康保険組合 特定健康診 査・保健指導 補助金	2,764	2,678	業務取扱費年金 特別会計へ繰入	106,327	105,149
国民健康保険 組合特定健康 診査・保健指 導補助金	573	553	臨時福祉給付金 等給付事業助成 費	—	(148,264) 515,527
国民健康保険 特定健康診 査・保健指導 負担金	17,231	17,232	国立更生援護機 関費	8,268	8,524
病床転換助成 事業交付金	117	117	担い手育成・確 保等対策費	119,415	119,084
保育対策費	95,887	(92,383) 146,784	農業者年金給 付費等負担金	118,588	118,808
			その他	827	277
			独立行政法人農 業者年金基金運 営費	1,449	1,523
			計	4,020,515	(4,008,045) 4,483,919

その内容の主なものは、次のとおりである。

- (1) 子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入
「児童手当法」(昭46法73)等に基づく特例

給付等の給付等に要する費用の国庫負担として、50,892百万円を計上している。

(2) 医療保険給付諸費

医療保険給付諸費については、70～74歳の医療費自己負担軽減措置について、26年4月に新たに70歳になる者から段階的に法定の負担割合(2割)となっており、92,996百万円を計上している。あわせて、後期高齢者の保険料軽減のための経費についても75,789百万円を計上している。

このほか、全国健康保険協会等の事務費に係る国庫負担及び国民健康保険組合が行う出産育児一時金の支給に係る国庫補助等を行うとともに、高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、健康保険組合に対する国庫補助等を行うこととし、152,742百万円を計上している。

(3) 医療費適正化推進費

医療費支出の適正化を図るため、特定健康診査・保健指導等の推進を図ることとし、22,695百万円を計上している。

(4) 保育対策費

待機児童の解消等に向けた取組の推進を図るため、保育所等の整備や保育補助者雇上げ支援等の保育士確保対策等を実施することとし、95,887百万円を計上している。

(5) 児童虐待等防止対策費

児童相談所や市町村の児童虐待に関する相談機能の強化等のための児童虐待・配偶者からの暴力対策等総合支援事業等に必要経費として、18,088百万円を計上している。

(6) 母子保健衛生対策費

不妊治療への助成や子育て世代包括支援センターの設置促進等のための母子保健医療対策総合支援事業等に必要経費として、20,771百万円を計上している。

(7) 母子家庭等対策費

「児童扶養手当法」(昭36法238)に基づく地方公共団体が生別母子世帯等に対して支給する児童扶養手当給付費の国庫負担等に必要経費として、193,488百万円を計上している。

(8) 生活保護等対策費

「生活保護法」(昭25法144)に基づき、地方公共団体が支弁する生活扶助費等及び保護施設の事務費並びに「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平6法30)に基づく生活支援給付金等に対する国庫負担並びに生活保護法実施のための指導監査職員の設置に要する国の委託に必要な経費として、1,454,017百万円を計上している。

このほか、生活困窮者の自立支援に必要な経費として、51,047百万円を計上している。

(注) 生活保護費は、この生活扶助等社会福祉費のほか、医療扶助費等が医療給付費に、介護扶助費等が介護給付費に計上されており、生活保護費の総額は2,921,132百万円となっている。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
保 護 費	2,880,283	2,871,112
生活扶助	924,744	938,421
住宅扶助	464,747	466,872
教育扶助	13,753	17,098
介護扶助	70,332	69,823
医療扶助	1,391,645	1,362,466
そ の 他	15,062	16,431
保護施設事務費	29,445	29,421
中国残留邦人等に対する生活支援給付金等	9,465	9,198
指導監査職員設置費	1,938	1,949
計	2,921,132	2,911,680

(9) 社会福祉諸費

社会福祉事業に係るサービス提供体制の確保を図るため、社会福祉振興助成事業、社会福祉施設職員等の退職手当共済事業、社会福祉事業施設整備等の貸付事業を行うための借入金等に係る利子の補給事業等を行うこととし、34,130百万円を計上している。

(10) 障害保健福祉費

障害者及び障害児の福祉の増進を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、特別

障害者手当等の給付等に対する国庫負担等を行うとともに、特別児童扶養手当等の給付等を行うこととし、1,457,341 百万円を計上している。

(11) 介護保険制度運営推進費

介護保険制度の適切な運営を図るため、介護納付金の総報酬割導入に伴う被用者保険者への財政支援、介護施設等における防災対策等の推進等に必要な経費として、25,188 百万円を計上している。

(12) 業務取扱費年金特別会計へ繰入

厚生年金保険事業、国民年金事業等の事務に要する費用の財源の年金特別会計への繰入りに必要な経費として、106,327 百万円を計上している。

(13) 農業者年金給付費等負担金

旧制度の受給者にかかる年金の給付に要する費用等として、農業者年金給付費等負担金 118,588 百万円を計上している。

6 保健衛生対策費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
304,220	(286,476) 335,525	(17,744) △ 31,306

この経費は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平 10 法 114)等に基づく感染症対策等に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
医療提供体制確保対策費	12,789	(3,558) 4,737
医療安全確保推進費	1,012	1,075
独立行政法人国立病院機構運営費	14,451	14,421
国立研究開発法人国立がん研究センター運営費	6,269	6,079
国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費	4,251	4,486
国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費	718	358

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費	3,839	3,875
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費	98	105
国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費	5,815	5,779
国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費	3,349	3,273
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費	2,802	2,793
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費	184	214
感染症対策費	15,582	20,555
特定疾患等対策費	4,938	4,556
移植医療推進費	2,863	3,049
原爆被爆者等援護対策費	98,974	99,691
血液製剤対策費	490	489
医療提供体制基盤整備費	36,284	(27,751) 54,181
地域保健対策費	1,753	1,806
保健衛生施設整備費	1,669	(2,019) 5,705
健康増進対策費	8,682	9,025
健康危機管理推進費	65	65
生活基盤施設耐震化等対策費	16,900	(13,000) 29,000
麻薬・覚せい剤等対策費	687	923
生活衛生対策費	3,056	(2,496) 3,477
障害保健福祉費	6,316	5,936
厚生労働調査研究等推進費	7,763	(6,893) 7,317
国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費	—	174
国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費	—	150

検 疫 所 費	10,082	(9,510) 9,859
国立ハンセン病療養所費	32,536	32,376
計	304,220	(286,476) 335,525

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 感染症対策費

感染症の発生・まん延の防止を図るため、感染症対策費として15,582百万円を計上している。

そのうち、肝炎対策については、「肝炎対策基本法」(平21法97)等を踏まえ、総合的な肝炎対策を推進するため、肝炎治療に関する医療費助成に必要な経費として、6,996百万円、肝炎ウイルス検査等に必要な経費として、2,529百万円(このほか、科学技術振興費等に加え、特別会計も含め15,318百万円)を計上している。

(2) 原爆被爆者等援護対策費

原爆被爆者等援護対策費については、引き続き、各種手当等の交付等を行うこととし、98,974百万円を計上している。

(3) 医療提供体制基盤整備費

医療提供体制基盤整備費については、医療施設等の整備を行うとともに、都道府県の主体的かつ弾力的な事業運営等による医療提供体制の整備を行うこととし、36,284百万円を計上している。

そのうち、救命救急センター運営事業、周産期母子医療センター運営事業、ドクターヘリ事業等の推進を図るため、救急・周産期医療対策等として15,401百万円を計上している。

(4) 健康増進対策費

生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るため、健康増進対策費として、8,682百万円を計上している。

そのうち、がん対策については、「がん対策基本法」(平18法98)及び「がん対策推進基本計画」(24年6月8日閣議決定)を踏まえ、がんの予防・早期発見等を推進することとし、5,693百万円(このほか、科学技術振興費等

に加え、特別会計も含め31,408百万円)を計上している。

(5) 生活基盤施設耐震化等対策費

生活基盤施設耐震化等対策費については、災害の発生に備え、地方公共団体等が施行する水道施設の耐震化等を推進することとし、16,900百万円を計上している。

(6) 国立ハンセン病療養所費

国立ハンセン病療養所費については、入所者の高齢化等を踏まえた体制の充実等を図るとともに、療養所施設の整備を推進することとし、32,536百万円を計上している。

7 雇用労災対策費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
36,771	135,986	△ 99,215

この経費は、「雇用保険法」(昭49法116)に基づく失業等給付等に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
労働者災害補償 保険給付費 労働保険特別会 計へ繰入	153	192
高齢者等雇用安 定・促進費	11,097	11,687
失業等給付費等 労働保険特別会 計へ繰入(雇用 保険国庫負担 金)	18,700	111,636
就職支援法事業 費労働保険特別 会計へ繰入	885	6,182
職業能力開発強 化費	3,348	3,347
若年者等職業能 力開発支援費	1,244	1,523
障害者等職業能 力開発支援費	1,204	1,233
船員雇用促進対 策事業費	141	185
計	36,771	135,986

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 雇用保険国庫負担金

雇用保険については、最近における受給実績等を勘案し、求職者給付、介護休業給付金の支給及びその事務の執行に要する費用に充てるため18,700百万円を計上している。

(2) 高齢者等雇用安定・促進費

シルバー人材センターの円滑な運営、新卒者の就職支援、就職困難者の就労支援等に必要経費として、11,097百万円を計上している。

(3) 就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入

雇用保険を受給できない者に対し、職業訓練を行うとともに訓練期間中の生活支援のための給付等に要する費用に充てるため885百万円を計上している。

(注)1 雇用保険国庫負担金は、この雇用労災対策費に計上されているほか、育児休業給付金に要する費用が少子化対策費に計上されており、総額は25,385百万円となっている。

2 上記(1)(3)については、経済対策を踏まえ、29年度から31年度までの3年間に限り、国庫負担割合を本則の10%に引き下げているもの。

文教及び科学振興費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
5,356,693	5,843,859	(△ 1,334) △ 487,166

1 義務教育費国庫負担金

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
1,524,829	1,527,058	△ 2,229

この経費は、「義務教育費国庫負担法」(昭27法303)に基づき、公立義務教育諸学校の教職員給与費等に係る経費について、国がその一部を負担するために必要な経費である。

義務教育費国庫負担金については、少子化や学校統廃合の進展等を見込み、4,150人の既存定数の縮減を図る一方、政策的に措置される加配定数のうち、児童生徒数等に連動する部分を基礎定数化することに伴い473人の定数増を行うほか、学校現場が抱える諸課題への対応として、小学校における専科指導の充実等への対応のため395人の定数増を行うこととしている。

2 科学技術振興費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
1,304,507	1,517,046	(1,292,953) (11,553) △ 212,539

この経費は、将来にわたる持続的な研究開発、重要課題への対応、基礎研究及び人材育成など

科学技術の振興を図るために必要な経費である。経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
本省等課題対応型研究開発等経費	219,443	(223,171) 271,599
国立研究開発法人等経費	1,054,391	(1,039,945) 1,214,866
各省等試験研究機関経費	30,673	(29,837) 30,582
計	1,304,507	(1,292,953) 1,517,046

また、所管別に区分して示すと、次のとおりである。

所管	29年度(百万円)	28年度(百万円)
国 会	1,093	1,093
内 閣 府	71,188	(70,979) 130,798
総 務 省	45,127	(40,419) 44,114
財 務 省	943	977
文 部 科 学 省	867,439	(863,540) 949,868
厚 生 労 働 省	67,317	(67,668) 74,217
農 林 水 産 省	98,374	(98,365) 111,015
経 済 産 業 省	101,044	(97,897) 148,289
国 土 交 通 省	26,456	(27,211) 30,569
環 境 省	25,525	(24,803) 26,105
計	1,304,507	(1,292,953) 1,517,046

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 本省等課題対応型研究開発等経費

本省等における研究開発を推進するための経費として、219,443百万円を計上している。

内閣府においては、総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮し、府省・分野の枠を超えて基礎研究から実用化・事業化までをも見据えた研究開発を推進するために必要な経費等を計上している。

文部科学省においては、地方大学の強みを活かした自立的な産学連携拠点の形成など、成長力の強化に資するような研究開発のほか、次世代を見据えた研究基盤の強化・人材育成等を行うこととしている。

厚生労働省においては、食品安全・労働安全衛生・化学物質対策・危機管理等の国民の安全確保に必要な研究など、科学的知見に基づく施策の推進に必要な研究を行うこととしている。

農林水産省においては、民間企業等が持つ「知」を結集させた産学連携の更なる強化のための仕組みの構築や研究戦略に基づく農林水産業の生産現場を強化するための研究開発等を行うこととしている。

経済産業省においては、海底熱水鉱床採鉱技術開発等調査、宇宙産業技術情報基盤整備研究開発など、様々な分野における研究開発等を行うこととしている。

環境省においては、持続可能な社会構築のため、環境の保全に資することを目的とし、総合的な調査研究及び技術開発を推進するための事業等を行うこととしている。

(2) 国立研究開発法人等経費

国立研究開発法人等における研究開発を推進するための経費として、1,054,391 百万円を計上している。

29 年度においては、次世代人工知能技術の研究開発・ロボット技術との融合や、ナノテク・材料分野における産学連携拠点の整備・基盤的研究、老化メカニズムの解明・制御プロジェクト、ハイリスク・ハイインパクトな研究開発を推進するための大型競争的資金や科学研究費補助金等の配分、新型基幹ロケットの研究開発などの取組を推進することとしている。

(3) 各省等試験研究機関経費

感染症の予防治療方法、医薬品、食品化学物質の調査など、各省が所管する試験研究機関における調査・分析、研究開発及び研究環境の整備等に必要な経費として、30,673 百万円を計上している。

3 文教施設費

29 年度(百万円)	28 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
78,791	(80,663) 240,940	(△ 1,873) △ 162,149

この経費は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭 33 法 81) に基づ

き、公立学校の施設整備費について、国が一部を負担又は交付金を交付するために必要な経費等である。

公立学校施設整備費については、地方公共団体が行う公立小中学校施設の新増築や大規模改修等に要する経費の一部負担等に必要な経費として、78,436 百万円を計上している。

経費の事業別及び所管別内訳は、次のとおりである。

	29 年度(百万円)	28 年度(百万円)
公立学校施設整備費	78,436	(80,309) 221,027
内閣府	9,423	9,423
文部科学省	69,013	(70,886) 211,604
公立学校施設災害復旧費	355	(355) 17,789
文部科学省	355	(355) 17,789
公立社会教育施設災害復旧費	—	(—) 2,124
文部科学省	—	(—) 2,124
計	78,791	(80,663) 240,940

4 教育振興助成費

29 年度(百万円)	28 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
2,331,470	(2,344,170) 2,442,832	(△ 12,701) △ 111,362

この経費は、生涯学習の振興、初等中等教育等の振興、高等教育の振興、私立学校教育の振興助成、国立大学法人への助成、スポーツの振興等のために必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29 年度(百万円)	28 年度(百万円)
生涯学習振興費	18,478	(18,682) 20,950
初等中等教育等振興費	520,302	(523,156) 532,795
高等教育振興費	25,201	(23,163) 28,061
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構運営費	1,761	2,169
独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	62,324	(62,118) 62,195

独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	1,362	(1,146) 2,468
私立学校振興費	545,758	(554,836) 600,641
国立大学法人施設整備費	40,278	(41,339) 61,020
国立大学法人船舶建造費	2,243	2,243
国立大学法人運営費	1,092,558	(1,094,546) 1,097,017
スポーツ振興費	6,228	6,368
独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費	14,976	14,086
独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	—	320
独立行政法人日本スポーツ振興センター出資金	—	(—) 12,500
計	2,331,470	(2,344,170) 2,442,832

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 生涯学習振興費

生涯学習振興費については、成長分野の中核を担う専門人材養成、放送等による大学教育の推進等の生涯を通じた学習機会の拡大、地域の実情に応じた学校・家庭・地域の連携協力支援(放課後子供教室、地域未来塾等)等の地域の教育力の向上等を行うため、所要の経費を計上している。

生涯学習振興費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
教育改革の推進等	366	714
生涯を通じた学習機会の拡大	10,442	(10,322) 11,545
地域の教育力の向上	7,129	(6,961) 7,935
家庭の教育力の向上	17	44
情報通信技術を活用した教育・学習の振興	524	(642) 712
計	18,478	(18,682) 20,950

(2) 初等中等教育等振興費

(イ) 確かな学力の育成については、義務教育諸学校の児童生徒が使用する教科用図書は無償給与、全国学力・学習状況調査、児童生徒の学力向上を図るための補習等指導員等派遣事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(ロ) 豊かな心の育成については、いじめ対策等総合推進事業、道徳教育等を行うため、所要の経費を計上している。

(ハ) 青少年の健全育成については、青少年の豊かな心と社会性の育成事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(ニ) 健やかな体の育成及び学校安全の推進については、学校保健、学校安全及び食育の推進事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(ホ) 信頼される学校づくりについては、学校運営支援等事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(ヘ) 教員の養成・確保については、教員資格認定試験等を行うため、所要の経費を計上している。

(ト) 学校施設の整備推進については、学校施設の防災機能の強化を図るための事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(チ) 教育機会の確保については、高校生等への修学支援、在外教育施設教員派遣、へき地におけるスクールバス・ボート等購入等を行うため、所要の経費を計上している。

(リ) 幼児教育の振興については、幼児の保護者の所得状況等に応じて経済的負担を軽減するための幼稚園就園奨励費の補助等を行うため、所要の経費を計上している。

(ヌ) 特別支援教育の推進については、特別支援教育充実事業、特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒の保護者等の経済的負担の軽減等を行うため、所要の経費を計上している。

初等中等教育等振興費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
確かな学力の育成	54,010	53,811
豊かな心の育成	6,893	7,287
青少年の健全育成	209	298
健やかな体の育成及び学校安全の推進	2,748	2,924
信頼される学校づくり	300	178
教員の養成・確保	413	468
学校施設の整備推進	337	319
教育機会の確保	405,500	(404,831) 405,906
幼児教育の振興	35,391	(37,652) 46,216
特別支援教育の推進	14,502	15,387
計	520,302	(523,156) 532,795

(3) 高等教育振興費

高等教育振興費については、大学改革を促進させるため、教育研究に関する優れた取組を行う大学等に対して重点的に支援することとし、25,201百万円を計上している。

(4) 私立学校振興費

私立学校振興費については、積極的に教育研究改革、経営改革に取り組む私立大学等に対し重点的に支援することとし、所要の経費を計上している。

(イ) 私立大学等経常費補助については、私立大学等の運営の効率化を図りつつ、運営に必要な経常費に所要の助成を行うとともに、各大学等の特色ある取組に応じた支援を行うこととし、所要の経費を計上している。

(ロ) 私立高等学校等経常費助成費等補助については、各都道府県による私立高等学校等への助成の一部等を補助することとし、所要の経費を計上している。

(ハ) 私立学校教育研究装置等施設整備費補助については、私立学校の教育に必要な施設の整備や防災機能の強化等のため、所要の経費を計上している。

(ニ) 私立大学等研究設備整備費等補助につ

いては、私立大学等の教育設備・研究設備の高度化や私立高等学校等の情報通信教育の充実等のため、所要の経費を計上している。

(ホ) 私立大学等教育研究活性化設備整備費補助については、教育の質的転換など私立大学の改革を積極的に推進する大学等を重点的に支援するため、所要の経費を計上しており、私立大学等経常費補助、私立学校教育研究装置等施設整備費補助及び私立大学等教育研究活性化設備整備費補助を一体として重点的に支援する「私立大学等改革総合支援事業」を実施している。

(ヘ) このほか、私立学校施設高度化推進事業、私立幼稚園施設整備、私立高等学校産業教育施設整備及び私立学校体育等諸施設整備の補助並びに日本私立学校振興・共済事業団補助等について、所要の経費を計上している。

私立学校振興費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
日本私立学校振興・共済事業団補助	122,297	124,450
私立大学等研究設備整備費等補助	2,861	3,228
私立大学等経常費補助	309,750	(315,250) 319,669
私立高等学校等経常費助成費等補助	102,192	(102,349) 103,720
私立学校施設整備費補助	6,043	(5,626) 35,712
私立幼稚園施設整備	502	(501) 3,507
私立高等学校産業教育施設整備	33	35
私立学校教育研究装置等施設整備	5,419	(5,000) 32,080
私立学校体育等諸施設整備	90	90
私立学校施設高度化推進事業費補助	1,308	1,587

私立大学等教育研究活性化設備整備費補助	1,260	2,300
私立学校施設災害復旧費	—	(—) 9,929
その他	46	46
計	545,758	(554,836) 600,641

(5) 国立大学法人施設整備費

国立大学法人施設整備費については、国立大学等における教育研究施設等の整備を着実に推進することとし、40,278百万円を計上している。

(6) 国立大学法人運営費

国立大学法人運営費については、各国立大学自らの大学改革への取組を一層加速させるため、29年度から実施する再配分ルールに基づき、メリハリのある配分を実施することとし、1,092,558百万円を計上している。

(7) スポーツ振興費

(イ) 子どもの体力の向上については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査等に係る所要の経費を計上している。

(ロ) 生涯スポーツ社会の実現については、スポーツキャリアサポート戦略、スポーツ産業の成長促進事業等に係る所要の経費を計上している。

(ハ) 国際競技力の向上については、女性アスリートの育成・支援プロジェクト、ドーピング防止活動推進事業等に係る所要の経費を計上している。

スポーツ振興費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
子どもの体力の向上	751	948
生涯スポーツ社会の実現	1,721	1,560
国際競技力の向上	3,756	3,860
計	6,228	6,368

(注) 国際競技力の向上に関する経費としては、このスポーツ振興費に計上されているほか、独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費のうち競技力向上事業に要する経費9,150百万円等を計上している。

5 育英事業費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
117,097	(113,181) 115,983	(3,915) 1,114

この経費は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給を行う独立行政法人日本学生支援機構に対する無利子貸与資金の貸付、貸与資金に係る利子補給金、貸与資金の返還免除及び回収不能債権の処理、学資支給基金(仮称)の造成に要する経費の補助等である。

育英資金貸付金については、返還金等とあわせ、無利子奨学金の残存適格者を解消するとともに低所得世帯の子供に係る成績基準を実質的に撤廃することを踏まえ、88,459百万円を計上している。

育英資金利子補給金については、有利子貸与の貸与人員の減少等により、28年度当初予算額に対して4,397百万円(81.5%)減の1,001百万円となっている。

育英資金返還免除等補助金については、有利子貸与資金に係る返還免除及び回収不能債権の処理に要する経費について、所要の経費を計上している。

また、低所得世帯の子供の進学を後押しするための給付型奨学金制度の創設に伴い、学資支給基金(仮称)の造成に要する経費として7,000百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
育英資金返還免除等補助金	6,863	6,560
学資支給基金補助金	7,000	—
育英資金利子補給金	1,001	5,399
育英資金貸付金	88,459	87,977
奨学金業務システム開発費補助金	—	(—) 2,802
小計	103,324	(99,936) 102,738
独立行政法人日本学生支援機構運営費	13,773	13,245
計	117,097	(113,181) 115,983

国 債 費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
23,528,490	22,543,867	(△) 83,634
		984,622

この経費は、公債の償還及び利子の支払に必要な経費と、これらの発行に必要な手数料を国債整理基金特別会計へ繰り入れるもの等である。

(1) 債務償還費

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
公債等償還	13,861,852	13,190,382
定率繰入分	12,716,252	12,173,032
社会資本整備事業特別会計整理収入等相当額繰入分	82,529	88,337
減税特例公債償還分	256,774	256,774
年金特例公債償還分	260,000	260,000
予算繰入分	546,297	407,852
発行価格差減額繰入分	—	4,387
借入金償還	506,186	525,689
定率繰入分	196,184	205,526
予算繰入分	310,001	320,163
計	14,368,037	13,716,071

この経費は、前年度期首公債及び借入金総額の100分の1.6に相当する額(定率繰入分)、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」(昭62法86)第6条第2項及び「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平25法76)附則第12条第5項の規定による社会資本整備事業特別会計整理収入等に相当する額(社会資本整備事業特別会計整理収入等相当額繰入分)、「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律」(平6法108)第4条に基づく減税特例公債の償還財源に充てるための額(減税特例公債償還分)、年金特例公債の償還財源に充てるための額(年金特例公債償還分)並びにその他公債等の償還に必要とされる額を計上するものである。

(2) 利子及割引料

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
公債利子等	8,938,180	(9,589,747)
年金特例公債利子	20,741	8,464,090
借入金利子	113,888	21,242
財務省証券利子	60,000	(157,686)
		120,575
		(100,000)
		67,308
計	9,132,810	(9,868,675)
		8,673,215

この経費は、公債、年金特例公債、借入金、財務省証券等の利子の支払に必要な経費である。

(3) 国債事務取扱費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
27,643	27,378

この経費は、国債の償還及び発行に必要な手数料及び事務費等である。

恩 給 関 係 費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
294,665	342,067	△ 47,402

1 文官等恩給費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
9,670	10,977	△ 1,307

この経費は、国会議員互助年金、文官等恩給及び文化功労者年金の支給に必要な経費であり、新規裁定による増加や失権による減少等を織り込んで所要経費を算定し、9,670百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

種 別	支給人員(人)		金 額(百万円)	
	29年度	28年度	29年度	28年度
国会議員互助年金	757	781	2,124	2,218
文官等恩給費	6,435	7,603	6,663	7,880
文化功労者年金	252	251	882	879
計	7,444	8,635	9,670	10,977

2 旧軍人遺族等恩給費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
270,479	314,400	△ 43,920

この経費は、旧軍人及びその遺族等に対する恩給支給に必要な経費であり、新規裁定による

増加や失権による減少等を織り込んで所要経費を算定し、270,479百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

種 別	支給人員(千人)		金 額(百万円)	
	29年度	28年度	29年度	28年度
普通扶助料	307	352	185,177	208,957
公務関係扶助料	32	38	57,282	69,325
その他	38	49	28,020	36,118
計	377	439	270,479	314,400

3 恩給支給事務費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
1,133	1,251	△ 118

この経費は、国会議員互助年金、文官等恩給並びに旧軍人及びその遺族等に対する恩給の支給事務等を処理するために必要な経費である。

4 遺族及び留守家族等援護費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
13,383	15,440	△ 2,057

この経費は、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」(昭27法127)に基づく遺族年金等の支給、「戦傷病者特別援護法」(昭38法168)に基づく療養の給付、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平6法30)に基づく中国残留邦人等に対する一時金の支給等に必要な経費である。

(1) 遺族及留守家族等援護費については、遺族年金及び障害年金等の支給並びに療養の給付について最近の実績を基礎として見込み、12,245百万円を計上している。

(2) 中国残留邦人等支援事業費については、永住帰国した中国残留邦人等に対する一時金の支給等の支援策を実施することとし、1,118百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
戦傷病者戦没者遺族年金等	11,286	12,825
遺族年金	5,518	6,662
遺族給与金	2,650	3,146
障害年金	2,268	2,455
その他	850	562

戦傷病者等療養給付	330	359
特別給付金等支給事務費	629	950
中国残留邦人等支援事業費	1,118	1,280
戦傷病者等無賃乗車船等負担金	20	25
計	13,383	15,440

地方交付税交付金等

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
15,567,104	(15,281,075)	(286,029)
	15,332,075	235,029

1 地方交付税交付金

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
15,434,304	(15,157,775)	(276,529)
	15,208,775	225,529

この経費は、所得税及び法人税、酒税並びに消費税の収入額のそれぞれ一定割合の額を、地方交付税交付金として、交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方団体に交付するために必要な経費である。

29年度においては、各税の収入見込額の一定割合(所得税及び法人税にあっては100分の33.1、酒税にあっては100分の50、消費税にあっては100分の22.3)に相当する額14,519,483百万円から、20年度、21年度、27年度及び28年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」(昭25法211)等に基づき29年度分の交付税の総額から減額することとされている額380,937百万円を控除し、特例加算額等1,295,758百万円を加えた額15,434,304百万円を地方交付税交付金として計上している。

29年度の地方財政については、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(27年6月30日閣議決定)を踏まえ、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源は、30年度までにおいて、27年度の水準を下回らないよう実質同水準を確保することとしている。

具体的には、歳出面では、地方における現下の喫緊の重点課題に対応するための当面の措置として「重点課題対応分」2,500億円、老朽化対策をはじめ、公共施設等の適正管理を積極的に推進するため、「公共施設等適正管理推進事業

費(仮称)」として3,500億円を計上する一方、28年度の「地域経済基盤強化・雇用等対策費」を縮減するなど歳出の抑制を図っている。また、「まち・ひと・しごと創生事業費」は引き続き10,000億円を計上することとしている。

歳入面においては、地方交付税の法定率分(精算減を含む)14,138,546百万円に加え、「地方交付税法」(昭25法211)等において一般会計から加算することと定められている額630,700百万円を加算することとしている。以上の措置を行った上で、なお残る1,330,116百万円について、以下の措置を講ずることとしている。

(イ) 臨時財政対策債の発行 665,058百万円

(ロ) 一般会計からの繰入れ(特例加算)による
地方交付税の増額措置 665,058百万円

以上の結果、29年度に地方団体に交付する地方交付税の総額は、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金15,434,304百万円に、剰余金340,000百万円を加算した額から、同特別会計における29年度に行う借入金の償還額400,000百万円及び同特別会計の借入金等利子負担額82,000百万円を控除した額に、地方法人税の税収の全額から27年度地方法人税決算精算額を控除した額637,500百万円のほか、「地方公共団体金融機構法」(平19法64)に基づき財政投融资特別会計投資勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として、同勘定から交付税及び譲与税配付金特別会計に特例として繰り入れられる額400,000百万円を加算した額16,329,804百万円(28年度当初予算比370,483百万円、2.2%減)となっている。

地方税については、経済の成長力の底上げの

ため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行うとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等を行うこととしている。

地方債については、29年度の地方債計画において、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が、防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定され、総額は11,644,500百万円(28年度11,246,200百万円)となっている。

また、地方債に充てる資金については、地方公共団体ごとの資金調達能力及び資金使途に着目した公的資金の重点化方針を維持することに加えて、住民生活に密着した社会資本整備等を推進するため、地方公共団体の円滑な資金調達に配慮し、財政融資資金2,868,000百万円(28年度2,833,500百万円)、地方公共団体金融機構資金1,811,700百万円(28年度1,816,000百万円)を予定している。

2 地方特例交付金

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
132,800	123,300	9,500

この経費は、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」(平11法17)に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填する地方特例交付金として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付するために必要な経費であり、29年度は132,800百万円を計上している。

区 分		29 年 度	28 年 度	(単位 百万円) 比較増△減	
所 得 税 収 入 見 込 (イ)		17,948,000	17,975,000	△	27,000
地 方 交 付 税 の 率 (ロ)		$\frac{33.1}{100}$	$\frac{33.1}{100}$		
(イ) × (ロ) (ハ)		5,940,788	5,949,725	△	8,937

(単位 百万円)

区 分	29 年 度	28 年 度	比較増△減
法人税収入見込 (二)	12,391,000	12,233,000	158,000
地方交付税の率 (ホ)	$\frac{33.1}{100}$	$\frac{33.1}{100}$	
(二) × (ホ) (へ)	4,101,421	4,049,123	52,298
酒税収入見込 (ト)	1,311,000	1,359,000	△ 48,000
地方交付税の率 (チ)	$\frac{50}{100}$	$\frac{50}{100}$	
(ト) × (チ) (リ)	655,500	679,500	△ 24,000
消費税収入見込 (ヌ)	17,138,000	17,185,000	△ 47,000
地方交付税の率 (ル)	$\frac{22.3}{100}$	$\frac{22.3}{100}$	
(ヌ) × (ル) (ヲ)	3,821,774	3,832,255	△ 10,481
過年度精算額 (ワ)	△ 380,937	△ 181,119	△ 199,818
法定加算等 (カ)	630,700	553,600	77,100
特例加算 (ヨ)	665,058	274,691	390,367
28年度補正追加額 (タ)	—	51,000	△ 51,000
合 計 (レ)	15,434,304	(15,157,775) 15,208,775	(276,529) 225,529
(ハ)+(ヘ)+(リ)+(ヲ)+ (ワ)+(カ)+(ヨ)+(タ)			
(参 考)			
交付税及び譲与税配付金特別会計			
剰余金活用 (ソ)	340,000	—	340,000
返 還 金 (ツ)	—	1	△ 1
借入金償還額 (ネ)	△ 400,000	△ 400,000	—
借入金等利子 (ナ)	△ 82,000	△ 158,400	76,400
機構準備金活用 (ラ)	400,000	200,000	200,000
地方法人税 (ム)	637,500	636,500	1,000
地方交付税交付金 (ウ)	16,329,804	(15,435,875) 15,486,875	(893,928) 842,928
(レ)+(ソ)+(ツ)+(ネ)+ (ナ)+(ラ)+(ム)			
前年度における地方交付 税交付金の未交付額 (ヰ)	—	1,264,411	△ 1,264,411
地方団体に交付すべき地 方交付税交付金の総額 (ウ)+(ヰ)	16,329,804	(16,700,287) 16,751,287	(△ 370,483) △ 421,483

防衛関係費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
5,125,148	(5,054,149) 5,075,897	(70,999) 49,251
(注) SACO関係経費、米軍再編関係経費(地元		

負担軽減に資する措置)及び政府専用機取得経費を除いた29年度防衛関係費は、4,899,605百万円

この経費は、自衛隊の管理及び運営並びにこれに関する事務並びに条約に基づく外国軍隊の駐留等に関するものとして計上される経費である。

29年度においては、25年12月17日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)について」等を踏まえ、警戒監視能力の強化、島嶼部における防衛態勢の強化等を図る観点から、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底しつつ、SACO関係経費、米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)及び政府専用機の取得経費を含め、所要の経費を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
防衛本省	4,958,075	(4,908,587) 4,930,335
地方防衛局	19,760	19,253
防衛装備庁	147,313	126,310
計	5,125,148	(5,054,149) 5,075,897
うちSACO関係経費	2,807	2,801
うち米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)	201,100	176,601
うち政府専用機取得経費	21,636	14,027

(1) 防衛本省

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
	4,958,075	(4,908,587) 4,930,335

この経費は、防衛本省の業務の遂行に要する経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
防衛本省共通費	787,017	785,267
人件費	582,097	576,852
旅費	8,573	8,568
庁費	8,315	8,501
被服費	11,073	10,038
糧食費	35,871	34,554
その他	141,088	146,754
防衛本省施設費	2,707	3,529
庁費	190	126
施設費	2,517	3,404
自衛官給与費	1,398,580	1,384,989
武器車両等整備費	797,629	(841,284) 845,512

うち政府専用機取得経費	557	—
艦船整備費	249,148	(260,018) 260,510
航空機整備費	635,447	(553,505) 570,533
うち政府専用機取得経費	20,314	13,886
在日米軍等駐留関連諸費	397,901	373,984
うちSACO関連経費	2,807	2,801
うち米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)	201,100	176,601
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	3,015	3,092
防衛協力・交流等推進費	678	428
防衛力基盤整備費	685,954	702,490
うち政府専用機取得経費	765	141
計	4,958,075	(4,908,587) 4,930,335

これを陸上、海上及び航空の各自衛隊等機関別に区分すれば、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
陸上自衛隊	1,770,608	(1,748,927) 1,751,565
海上自衛隊	1,154,780	(1,195,446) 1,204,260
航空自衛隊	1,179,423	(1,133,649) 1,143,946
大臣官房及び各局	700,428	673,458
統合幕僚監部	40,225	40,676
防衛大学校	16,091	15,929
防衛医科大学校	23,930	24,561
防衛研究所	2,586	5,261
情報本部	69,420	70,154
防衛監察本部	569	510
審議会等	15	15
計	4,958,075	(4,908,587) 4,930,335

また、新たに、継続費として総額79,939百万円(うち29年度歳出分252百万円)及び国庫債務負担行為として総額2,018,671百万円(うち29年度歳出分81,818百万円)を計上している。

継続費は、全額艦船建造のためのものである。

国庫債務負担行為の内訳は、次のとおりである。

	総額(百万円)	うち29年度 歳出分(百万円)
庁舎管理運営業務	1,203	401
防衛省職員採用試験問題作成等業務	5	2
庁舎機械警備	3	1
事務機器借入れ等	7,659	977
情報化推進支援業務	161	87
防衛大学校共同利用電子計算機システム更新支援業務	32	17
防衛本省施設整備	4,049	187
武器購入	131,112	2,847
通信機器購入	122,748	468
車両購入	4,849	—
弾薬購入	121,612	1,213
諸器材購入	34,010	1,357
武器車両等整備	297,178	13,099
艦船建造	42,146	400
艦船整備	52,955	—
航空機購入	306,526	—
特定防衛調達航空機購入	44,508	—
航空機整備	420,918	10,191
特定防衛調達航空機整備	12,068	1,207
提供施設等整備	27,390	5,006
提供施設移設整備	174,967	17,482
自衛隊施設整備	127,999	14,499
退職予定自衛官進路相談等業務	268	89
競争導入公共サービス施設管理運営業務	1,642	586
硫黄島航空基地給食業務	224	75
教育訓練用器材購入	12,121	118
教育訓練用器材借入れ等	8,061	3,060
教育訓練用器材整備	4,277	19
住宅防音事業関連事務手続補助業務	200	50

公務員宿舍建設等	22,086	1,761
障害防止対策施設整備	1,504	279
障害防止対策事業費補助	3,672	680
教育施設等騒音防止対策事業費補助	5,697	1,055
施設周辺整備助成補助	21,832	4,050
道路改修等事業費補助	2,990	554
計	2,018,671	81,818

なお、上記のほか、外国為替相場の変更等に伴い、継続費の総額及び年割額の改定並びに国庫債務負担行為の限度額の増額を行っている。

具体的業務の主なものは次のとおりであり、警戒監視能力の強化、島嶼部における防衛態勢の強化等、各種事態における実効的な抑止及び対処を図るとともに、アジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障の改善を図るよう、所要の経費を計上している。

なお、29年度は、装備品等の調達において引き続き長期契約の活用、維持・整備方法の見直し、民生品の使用・仕様の見直し、装備品のまとめ買い及び原価の精査等の調達効率化施策に取り組み、今後、約2,040億円の縮減を図ることとしている。

(イ) 陸上自衛隊においては、16式機動戦闘車33両、水陸両用車(AAV7)11両、10式戦車6両、輸送ヘリコプター(CH-47JA)6機、ティルト・ローター機(V-22)4機、12式地对艦誘導弾1式、03式中距離地对空誘導弾(改)1式等の装備品の調達を行うとともに、各種器材及び施設の整備等を行うこととしている。

(ロ) 海上自衛隊においては、潜水艦(3,000トン型)1隻、掃海艦(690トン型)1隻、音響測定艦(2,900トン型)1隻等の建造及び弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル(SM-3ブロックIIA)等の弾薬の調達を行うとともに、十分な修理費等の確保により艦艇・航空機等の運用効率の向上を図るほか、各種器材及び施設の整備等を行うこととして

いる。

(ハ) 航空自衛隊においては、戦闘機(F-35A)6機、輸送機(C-2)3機、新空中給油・輸送機(KC-46A)1機、滞空型無人機(グローバルホーク)1機等の調達を行うとともに、十分な修理費等の確保により航空機等の運用効率の向上を図るほか、各種器材及び施設の整備等を行うこととしている。

(二) 基地対策等の推進のため、以下の経費を計上している。

(a) 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」(昭49法101)等に基づき、自衛隊施設及び提供施設の維持運営等に関連し必要な、障害及び騒音の防止措置、飛行場等周辺の移転措置、民生安定施設の助成措置等を行うための所要の経費を計上している。

(b) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(平28条6)に基づき、労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担するとともに、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(昭35条7。以下「地位協定」という。)に基づき、提供施設の整備及び基地従業員対策等を行うための所要の経費を計上している。

(c) 「地位協定」等に基づく提供施設の維持運営等に関連し必要な土地の購入及び借上げ、各種の補償、現在提供中の施設及び区域の返還を受けるため、当該施設及び区域を集約移転するための所要の経費を計上している。

(ホ) 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(18年5月30日閣議決定)及び「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」(22年5月28

日閣議決定)に基づく在日米軍再編関連措置については、地元負担軽減に資する措置として、空母艦載機の移駐等に要する経費等2,011億円を計上している。

(参 考) 主要装備の国庫債務負担行為等

	数 量	総 額 (百万円)	うち 29 年度 歳 出 分 (百万円)
陸 上 自 衛 隊			
16 式機動戦闘車	33 両	23,310	732
水陸両用車(AAV7)	11 両	8,452	—
10 式 戦 車	6 両	7,538	—
輸送ヘリコプター(CH-47JA)	6 機	50,784	—
ティルト・ローター機(V-22)	4 機	39,070	—
12 式地対艦誘導弾	1 式	8,254	—
03式中距離地对空誘導弾(改)	1 式	32,395	—
海 上 自 衛 隊			
潜 水 艦	1 隻	79,939	252
掃 海 艦	1 隻	19,098	173
音響測定艦	1 隻	22,643	191
弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル(SM-3ブロックIIA)	1 式	14,667	733
航 空 自 衛 隊			
戦闘機(F-35A)	6 機	88,039	—
輸送機(C-2)	3 機	57,019	—
新空中給油・輸送機(KC-46A)	1 機	29,900	—
滞空型無人機(グローバルホーク)	1 機	16,763	—

(2) 地方防衛局

	29 年度(百万円)	28 年度(百万円)
	19,760	19,253

この経費は、地方防衛局の業務の運営に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29 年度(百万円)	28 年度(百万円)
地方防衛局	19,760	19,253

人件費	16,667	16,428
その他	3,094	2,825

また、新たに、国庫債務負担行為として総額2,337百万円(うち29年度歳出分380百万円)を計上している。

国庫債務負担行為の内訳は、次のとおりである。

	総額(百万円)	うち29年度歳出分(百万円)
競争導入公共サービス施設管理運営業務	0	0
庁舎管理運営業務	476	159
事務機器借入れ等	1,861	221
計	2,337	380

(3) 防衛装備庁

29年度(百万円)	28年度(百万円)
147,313	126,310

この経費は、防衛装備庁の業務の遂行に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
防衛装備庁共通費	18,539	17,735
人件費	15,717	15,257
その他	2,822	2,479
防衛力基盤整備費	128,774	108,574
計	147,313	126,310

また、新たに、国庫債務負担行為として総額113,454百万円(うち、29年度歳出分2,088百万円)を計上している。

国庫債務負担行為の内訳は、次のとおりである。

	総額(百万円)	うち29年度歳出分(百万円)
事務機器借入れ等	4,000	327

自衛隊施設整備	1,628	77
弾薬購入	6,026	—
防衛装備情報発信事業	35	8
防衛通信衛星整備等支援業務	705	163
研究開発	100,703	1,390
庁舎管理運営業務	273	95
競争導入公共サービス施設管理運営業務	85	28
計	113,454	2,088

防衛装備庁においては、防衛装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等を通して、装備取得業務の一層の効率化及び最適化を図るための所要の経費を計上している。

研究開発については、科学技術の動向を踏まえつつ、技術研究案件を選定しており、29年度は新哨戒ヘリコプターの開発を推進するほか、効果的・効率的な技術研究開発を実施することとしている。

公共事業関係費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(5,973,703)	(2,622)
5,976,325	7,442,828	△ 1,466,503

公共事業関係費は、治山治水対策事業費、道路整備事業費、港湾空港鉄道等整備事業費、住宅都市環境整備事業費、公園水道廃棄物処理等施設整備費、農林水産基盤整備事業費、社会資本総合整備事業費、推進費等及び災害復旧等事業費に大別される。

29年度予算を大別して示すと、次のとおりである。

平成29年度公共事業関係費対前年度比較表

区 分	29年度	28年度		比較増△減			
		当	初	補正(第2号)後	当	初	補正(第2号)後
治山治水対策	844,371	844,057		951,467	314	△	107,096
治 水	756,886	756,586		850,653	300	△	93,767
治 山	59,736	59,723		69,723	13	△	9,987
海 岸	27,749	27,748		31,091	1	△	3,342
道 路 整 備	1,341,227	1,334,555		1,549,993	6,672	△	208,766

区 分	29 年 度	28 年 度		(単位 百万円)			
				比 較 増 △ 減			
		当 初	補正(第2号)後	当 初	補正(第2号)後		
港湾空港鉄道等整備	421,097	420,971	489,805	126	△	68,708	
港 湾 整 備	232,057	231,712	272,247	345	△	40,190	
空 港 整 備	80,898	85,098	99,633	△	4,200	△	18,735
都市・幹線鉄道整備	23,753	23,721	36,301		32	△	12,548
整備新幹線整備	75,450	75,450	75,450		—	—	
航路標識整備	8,939	4,990	6,174	3,949		2,765	
住宅都市環境整備	533,018	537,469	606,354	△	4,451	△	73,336
住 宅 対 策	151,019	151,775	192,025	△	756	△	41,006
都市環境整備	381,999	385,694	414,329	△	3,695	△	32,330
公園水道廃棄物処理等	102,626	108,106	198,094	△	5,480	△	95,468
下 水 道	5,375	5,375	5,375		—	—	
水道施設整備	18,570	20,457	44,457	△	1,887	△	25,887
廃棄物処理施設整備	40,822	42,853	92,543	△	2,031	△	51,721
工業用水道	2,234	2,478	3,678	△	244	△	1,444
国営公園等	28,031	28,355	33,364	△	324	△	5,333
自然公園等	7,594	8,588	18,677	△	994	△	11,083
農林水産基盤整備	600,367	593,147	798,097		7,220	△	197,730
農業農村整備	308,404	296,226	454,226		12,178	△	145,822
森林整備	120,313	120,286	151,286		27	△	30,973
水産基盤整備	70,000	69,985	85,935		15	△	15,935
農山漁村地域整備	101,650	106,650	106,650	△	5,000	△	5,000
社会資本総合整備	1,999,694	1,998,566	2,411,251		1,128	△	411,557
推 進 費 等	60,846	63,753	66,773	△	2,907	△	5,927
計	5,903,246	5,900,624	7,071,834		2,622	△	1,168,588
災 害 復 旧 等	73,079	73,079	370,994		—	△	297,915
災 害 復 旧	56,974	57,428	328,014	△	454	△	271,040
災 害 関 連	16,105	15,651	42,980		454	△	26,875
合 計	5,976,325	5,973,703	7,442,828		2,622	△	1,466,503

また、この経費を北海道、離島、沖縄及びその他の地域別に区分して示すと、次のとおりである。

	(単位 百万円)				
	北 海 道	離 島	沖 縄	そ の 他	計
治山治水対策	94,410	886	4,654	744,421	844,371
道路整備	195,482	—	30,872	1,114,873	1,341,227
港湾空港鉄道等整備	27,750	6,490	49,348	337,509	421,097
住宅都市環境整備	22,173	—	5,044	505,801	533,018
公園水道廃棄物処理等	4,581	2,268	6,453	89,324	102,626
農林水産基盤整備	114,154	26,337	16,374	443,502	600,367
社会資本総合整備	73,341	26,357	18,177	1,881,819	1,999,694
推 進 費 等	4,443	—	2,572	53,831	60,846
計	536,334	62,338	133,494	5,171,080	5,903,246
災 害 復 旧 等	85	—	—	72,994	73,079
合 計	536,419	62,338	133,494	5,244,074	5,976,325

(注) 「離島」欄は、奄美群島における公共事業関係費 19,229 百万円を含んでいる。

さらに、所管別に区分して示すと、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
内閣府	173,562	(174,470) 189,191
厚生労働省	8,984	(11,078) 37,217
農林水産省	512,136	(506,181) 738,412
経済産業省	2,010	(2,254) 3,454
国土交通省	5,235,213	(5,232,275) 6,365,013
環境省	44,420	(47,445) 109,541
合計	5,976,325	(5,973,703) 7,442,828

以下、事項別に説明する。

1 治山治水対策事業費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
844,371	(844,057) 951,467	(314) △ 107,096

この経費は、治水、治山及び海岸の公共施設整備のための経費である。

(1) 治水事業

29年度(百万円)	28年度(百万円)
756,886	(756,586) 850,653

治水事業については、激甚な水害・土砂災害が発生した地域等における再度災害防止対策の重点的・集中的な実施や、水防災意識社会の再構築に向けた対策としてハード・ソフト一体となった予防的な治水対策を推進するとともに、河川管理施設等の老朽化対策として長寿命化計画に基づく維持管理・更新を適切に実施することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
河川整備事業	469,326	(475,376) 558,014
多目的ダム建設事業	88,450	80,139
総合流域防災事業	6,786	(6,771) 7,981
砂防事業	88,614	(88,025) 98,244
工事諸費等	103,710	106,275
計	756,886	(756,586) 850,653

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
内閣府	4,348	(4,443) 4,493
国土交通省	752,538	(752,143) 846,160
計	756,886	(756,586) 850,653

(2) 治山事業

29年度(百万円)	28年度(百万円)
59,736	(59,723) 69,723

治山事業については、近年における山地災害の発生状況等に鑑み、荒廃山地等の復旧及び重要な水源地域における保安林の整備を重点的に実施することとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
内閣府	295	(295) 309
農林水産省	52,655	(52,678) 61,721
国土交通省	6,786	(6,750) 7,693
計	59,736	(59,723) 69,723

(3) 海岸事業

29年度(百万円)	28年度(百万円)
27,749	(27,748) 31,091

海岸事業については、津波による被災の危険性が高い大規模地震の対策地域において、背後地に人口・資産集積地区や重要交通基盤・生産基盤を抱える海岸等における津波・高潮及び侵食対策に重点化しつつ、事業の推進を図ることとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
内閣府	11	11
農林水産省	3,993	(3,992) 4,042
国土交通省	23,745	(23,745) 27,038
計	27,749	(27,748) 31,091

2 道路整備事業費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
1,341,227	(1,334,555) 1,549,993	(6,672) △ 208,766

この経費は、道路整備のための経費であって、国民の命と暮らしを守るため、老朽化が進む道路施設の着実な点検・措置等や道路の防災・震災対策を推進するとともに、民間投資の誘発、成長力の強化等を図るための三大都市圏環状道路などの効率的な物流ネットワークの強化、地域・拠点の連携を確保するための道路ネットワークの整備等を推進することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
道路更新防災対策事業及び維持管理	381,150	(355,814) 401,908
地域連携道路事業	647,604	(632,919) 746,615
道路交通円滑化事業	208,844	(240,183) 295,831
工事諸費等	103,629	105,639
計	1,341,227	(1,334,555) 1,549,993

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
内閣府	30,872	(30,727) 33,649
国土交通省	1,310,355	(1,303,828) 1,516,344
計	1,341,227	(1,334,555) 1,549,993

3 港湾空港鉄道等整備事業費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
421,097	(420,971) 489,805	(126) △ 68,708

この経費は、港湾、空港、都市・幹線鉄道、整備新幹線及び航路標識の公共施設整備のための経費である。

(1) 港湾整備事業

29年度(百万円)	28年度(百万円)
232,057	(231,712) 272,247

港湾整備事業については、国際コンテナ戦略港湾において、日本と北米・欧州等を直接

結ぶ国際基幹航路を維持・拡大するため、船舶の大型化に対応したコンテナターミナルの整備等を推進することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
港湾環境整備事業	1,295	(3,352) 6,016
港湾事業	207,814	(205,448) 243,319
エネルギー・鉄鋼港湾施設工事	920	920
工事諸費等	22,028	21,991
計	232,057	(231,712) 272,247

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
内閣府	10,895	(10,895) 13,465
国土交通省	221,162	(220,817) 258,782
計	232,057	(231,712) 272,247

(2) 空港整備事業

29年度(百万円)	28年度(百万円)
80,898	(85,098) 99,633

空港整備事業については、引き続き、首都圏空港の国際競争力強化のため、東京国際空港(羽田)の機能強化に必要な事業等を重点的に実施するとともに、福岡空港及び那覇空港において滑走路増設事業を実施することとしている。

空港整備事業費として一般会計に計上されるのは、一般会計から自動車安全特別会計へ繰り入れる空港整備事業費財源79,100百万円並びに沖縄総合事務局、国土技術政策総合研究所、地方整備局及び北海道開発局の一般会計で支出される空港整備関係の工事諸費1,798百万円である。

空港の整備に関する事業費の財源内訳は次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
航空機燃料税収入	52,000	52,000
前々年度航空機燃料税収入決算調整額	312	△ 910

一般財源	28,586	(34,008) 48,543
計	80,898	(85,098) 99,633

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
内閣府	38,453	(36,966) 39,547
国土交通省	42,445	(48,132) 60,086
計	80,898	(85,098) 99,633

(3) 都市・幹線鉄道整備事業

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
	23,753	(23,721) 36,301

この経費は、都市機能を支える都市鉄道の整備、防災・減災や輸送の安全性の向上等による安全・安心の確保等に必要な経費である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
鉄道施設総合安全対策事業費補助	4,172	(3,632) 7,677
鉄道防災事業費補助	1,030	(1,030) 1,398
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金	—	(124) 1,956
幹線鉄道等活性化事業費補助	1,274	1,677
都市鉄道利便増進事業費補助	11,568	13,600
都市鉄道整備事業費補助	4,066	(2,160) 7,647
鉄道駅総合改善事業費補助	1,643	(1,498) 2,346
計	23,753	(23,721) 36,301

(4) 整備新幹線整備事業

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
	75,450	75,450

この経費は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する北海道新幹線新青森一札幌間、北陸新幹線長野一敦賀間、九州新幹線武雄温泉一長崎間の建設に必要な経費である。

(5) 航路標識整備事業

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
	8,939	(4,990) 6,174

この経費は、船舶が安全に航行するための指標となる灯台、電波標識等の整備等を実施するために必要な経費である。

4 住宅都市環境整備事業費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
533,018	(537,469) 606,354	(△ 4,451) △ 73,336

この経費は、住宅対策及び都市環境整備のための経費である。

(1) 住宅対策

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
	151,019	(151,775) 192,025

この経費は、地方公共団体等が施行する公営住宅整備等事業、独立行政法人住宅金融支援機構が行う証券化支援事業に係る金利引下げ、地方公共団体等が行う高齢者向け優良賃貸住宅等の公的賃貸住宅に係る家賃低減、独立行政法人都市再生機構が行う賃貸住宅の再生・再編に要する資金の一部に充てるための出資、地方公共団体等が施行する防災性を向上するための住宅市街地総合整備促進事業等により、住宅対策を推進するために必要な経費である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
公営住宅整備費等補助	1,700	(1,800) 11,550
優良住宅整備促進等事業費補助	25,310	24,303
公的賃貸住宅家賃対策補助	9,800	9,100
独立行政法人都市再生機構出資金	3,000	4,500
住宅市街地総合整備促進事業費補助	110,349	(111,420) 141,920
その他	860	652
計	151,019	(151,775) 192,025

(2) 都市環境整備事業

29年度(百万円)	28年度(百万円)
381,999	(385,694) 414,329

都市環境整備事業については、コンパクト・プラス・ネットワークの形成や都市の国際競争力の強化等を図る市街地整備事業、大気汚染等の沿道環境問題への対策、無電柱化や歩行空間のバリアフリー化、事故発生割合の高い箇所における交通事故対策等を実施する道路環境整備事業、水辺空間のにぎわい創出によるインバウンド促進を実現するため、規制緩和等を活用しつつ、まちづくりと一体となった水辺整備や水環境の改善等を実施する都市水環境整備事業により、都市環境の整備を推進することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
市街地整備事業	32,316	(31,839) 39,639
市街地再開発事業	8,378	8,362
都市再生推進事業等	13,860	(10,914) 18,714
都市機能立地支援事業	1,384	2,400
都市開発資金貸付金	8,694	10,163
道路環境整備事業	324,967	(329,139) 347,806
道路環境改善事業	131,413	(136,623) 139,479
道路交通安全対策事業	184,152	(182,786) 198,597
工事諸費	9,402	9,730
都市水環境整備事業	24,716	(24,716) 26,884
河川都市基盤整備事業等	21,817	(21,706) 23,874
工事諸費等	2,899	3,010
計	381,999	(385,694) 414,329

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
内閣府	5,044	(5,045) 5,085
国土交通省	376,955	(380,649) 409,244
計	381,999	(385,694) 414,329

5 公園水道廃棄物処理等施設整備費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
102,626	(108,106) 198,094	(△ 5,480) △ 95,468

この経費は、上下水道、廃棄物処理、工業用水道、国営公園等及び自然公園等の施設の整備等を行うために必要な経費である。

(1) 下水道事業

29年度(百万円)	28年度(百万円)
5,375	5,375

この経費は、下水道事業に関する調査、防災・減災対策等の支援を行うために必要な経費である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
下水道事業調査	3,929	4,084
下水道事業費補助	1,206	1,091
下水道防災事業費補助	240	200
計	5,375	5,375

(2) 水道施設整備事業

29年度(百万円)	28年度(百万円)
18,570	(20,457) 44,457

この経費は、簡易水道等施設、水道水源開発等施設の整備等を行うために必要な経費である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
簡易水道等施設	2,984	(9,926) 25,608
水道水源開発等施設	15,495	(10,440) 18,758
その他	91	91
計	18,570	(20,457) 44,457

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
内閣府	2,467	(2,467) 3,733
厚生労働省	8,634	(10,728) 29,247
国土交通省	7,469	(7,262) 11,477
計	18,570	(20,457) 44,457

(3) 廃棄物処理施設整備事業

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
	40,822	(42,853) 92,543

この経費は、廃棄物処理施設及び浄化槽の整備等に必要な経費である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
廃棄物処理施設	1,801	(2,321) 4,321
循環型社会形成推進交付金	38,947	(40,447) 88,137
その他	74	85
計	40,822	(42,853) 92,543

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
内閣府	1,166	(1,166) 1,766
国土交通省	2,860	(2,860) 3,960
環境省	36,796	(38,827) 86,817
計	40,822	(42,853) 92,543

(4) 工業用水道事業

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
	2,234	(2,478) 3,678

この経費は、工業地帯における地下水汲上げによる地盤沈下の防止と立地条件の整備を目的として敷設される工業用水道の事業費の一部を補助するために必要な経費である。

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
経済産業省	2,010	(2,254) 3,454

国土交通省	224	224
計	2,234	(2,478) 3,678

(5) 国営公園等事業

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
	28,031	(28,355) 33,364

この経費は、国営公園等の施設の整備、維持管理等を行うために必要な経費である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
国営公園整備等	25,049	(25,334) 30,343
都市公園防災事業	2,800	2,838
その他	182	183
計	28,031	(28,355) 33,364

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
内閣府	2,820	(3,337) 3,767
国土交通省	25,211	(25,018) 29,597
計	28,031	(28,355) 33,364

(6) 自然公園等事業

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
	7,594	(8,588) 18,677

この経費は、国立公園、国民公園等の施設の整備、維持管理等を行うために必要な経費である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
国立公園等	4,186	(5,303) 12,592
国民公園	1,829	(1,863) 3,663
自然環境整備交付金	1,539	(1,385) 2,385
その他	40	38
計	7,594	(8,588) 18,677

6 農林水産基盤整備事業費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
600,367	(593,147) 798,097	(7,220) △ 197,730

この経費は、農業農村整備、森林整備、水産基盤整備及び農山漁村地域整備を行うための経費である。

(1) 農業農村整備事業

29年度(百万円)	28年度(百万円)
308,404	(296,226) 454,226

農業農村整備事業については、農業の競争力強化のための大区画化・汎用化等を推進する農業競争力強化基盤整備事業、農地再編整備事業、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策を推進するかんがい排水事業、総合農地防災事業等を行うために必要な経費である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
かんがい排水	106,492	(104,274) 132,159
土地改良施設管理	15,589	15,540
農用地再編整備	19,528	(17,511) 34,512
総合農地防災等	71,782	(73,016) 101,052
農業競争力強化基盤整備事業費	57,999	(50,020) 134,978
水資源開発	7,250	(7,006) 7,126
食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定へ繰入	17,717	18,371
補助率差額等	12,046	10,489
計	308,404	(296,226) 454,226

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
内閣府	12,578	(12,578) 12,678
農林水産省	208,266	(198,738) 311,953
国土交通省	87,560	(84,910) 129,595
計	308,404	(296,226) 454,226

(2) 森林整備事業

29年度(百万円)	28年度(百万円)
120,313	(120,286) 151,286

森林整備事業については、林業の成長産業化、森林の多面的機能の持続的発揮及び森林吸収量確保のため、間伐等を支援するとともに、森林整備の効率化に必要な丈夫で簡易な路網の整備を推進することとしている。また、広葉樹林への誘導を支援すること等により、多様で健全な森林の整備を推進することとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
内閣府	320	320
農林水産省	113,458	(113,177) 141,529
国土交通省	6,535	(6,789) 9,437
計	120,313	(120,286) 151,286

(3) 水産基盤整備事業

29年度(百万円)	28年度(百万円)
70,000	(69,985) 85,935

水産基盤整備事業については、水産物の輸出促進を図るための流通・輸出拠点漁港における高度衛生管理型施設の整備、水産資源の回復を図るための漁場整備を推進するとともに、大規模自然災害に備えた漁港施設の機能強化対策としての防波堤の嵩上げ及び岸壁の耐震化等や流通構造改革等のための漁港機能の集約化・再活用を推進することにより、水産基盤の整備を総合的に実施することとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
内閣府	3,476	(3,533) 3,803
農林水産省	31,302	(31,030) 41,297
国土交通省	35,222	(35,422) 40,835
計	70,000	(69,985) 85,935

(4) 農山漁村地域整備事業

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
	101,650	106,650

この経費は、地方公共団体が作成した計画に基づく農山漁村地域の基盤整備のほか、整備効果を促進するためのソフト事業について総合的に支援するための交付金である。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
農林水産省	83,226	87,320
国土交通省	18,424	19,330
計	101,650	106,650

7 社会資本総合整備事業費

	29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	1,999,694	2,411,251	△ 411,557

この経費は、地方公共団体等が作成した社会資本総合整備計画に基づき、頻発する風水害・土砂災害や大規模地震・津波に対する防災・減災対策、インフラ長寿命化計画を踏まえた老朽化対策、港湾や空港等の整備と連携して行われるアクセス道路等の成長基盤の整備など、地域における総合的な取組を支援するための交付金等である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
社会資本総合整備事業調査費	449	—
社会資本整備総合交付金	893,509	(898,332) 1,055,623
防災・安全交付金	1,105,736	(1,100,234) 1,355,628
計	1,999,694	(1,998,566) 2,411,251

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
内閣府	18,177	(18,547) 19,405
国土交通省	1,981,517	(1,980,019) 2,391,846
計	1,999,694	(1,998,566) 2,411,251

8 推進費等

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
60,846	(63,753) 66,773	(△ 2,907) △ 5,927

この経費は、「地域再生法」(平17法24)に基づき、地方公共団体が行う地方創生の深化に向けた自主的かつ主体的な取組による先駆的な地方創生基盤整備事業に対して支援するための交付金並びに自然災害による被害や重大な交通事故が発生した場合に緊急的に再度災害防止等を図ること及び北海道総合開発計画の効果的な推進を図ること等を目的とし、予算作成後の地域の事象に柔軟に対応するため地方公共団体等との協議結果を踏まえた事業の推進に必要な経費である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費	2,572	2,572
地方創生基盤整備事業推進費	40,068	(41,568) 44,588
災害対策等緊急事業推進費	13,438	14,813
官民連携基盤整備推進調査費	325	357
北海道特定特別総合開発事業推進費	4,443	4,443
計	60,846	(63,753) 66,773

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
内閣府	42,640	(44,140) 47,160
国土交通省	18,206	19,613
計	60,846	(63,753) 66,773

9 災害復旧等事業費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
73,079	(73,079) 370,994	(—) △ 297,915

この経費は、公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業及び災害関連事業を行うために必要な経費である。

(1) 災害復旧事業

28年以前に発生した災害の復旧事業につ

いては、事業の促進を図ることとし、また、
 当年発生災害については、発生を見込み迅速
 な対応を行うこととしている。

(2) 災害関連事業

災害復旧事業と合併して施行する一般関連
 事業及び助成事業については、災害復旧事業
 の進捗状況を考慮して事業の推進を図ること
 としている。また、山地崩壊等の災害に対し
 ては、災害関連緊急事業により緊急に対応す
 ることとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりであ
 る。

	災害復旧事 業費(百万円)	災害関連事 業費(百万円)	計(百万円)
厚生労働省	350	—	350
農林水産省	14,467	4,769	19,236
国土交通省	42,127	11,336	53,463
環 境 省	30	—	30
計	56,974	16,105	73,079

経済協力費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
511,018	(516,132) 621,532	(△ 5,113) △ 110,513

この経費は、経済協力のための諸施策の実施に
 必要な経費である。

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 無償資金協力

無償資金協力を実施するための予算である経
 済開発等援助費については、①平和構築・平和
 維持、難民等支援、中庸・穏健主義への支援、
 ②保健、女性、教育分野での国際協力といった
 グローバルな課題への対応等に貢献していくた
 めに必要な経費として、163,064 百万円を計上
 している。

(2) 技術協力(独立行政法人国際協力機構)

独立行政法人国際協力機構が実施する技術協
 力のために必要な予算については、①平和構築・
 平和維持、難民等支援、中庸・穏健主義への支
 援、②保健、女性、教育分野での国際協力とい
 ったグローバルな課題への対応等に貢献していく
 ために必要な経費として、150,463 百万円を計
 上している。

(3) 留学生関係経費

留学生関係経費については、外国人留学生へ
 の奨学金の給付などの充実等を図ることとし、
 28,153 百万円を計上している。

(注) 計数中には、国際分担金・拠出金等に計上
 されているものが含まれている。

(4) 国際分担金・拠出金等

我が国にとっての支払の必要性等を踏まえ、
 113,634 百万円を計上している。

(注) 計数中には、留学生関係経費に計上されて
 いるものが含まれている。

(5) 円 借 款 等

事業規模を 1,272,000 百万円とし、その財源
 の一部として、一般会計出資金 45,180 百万円
 を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
(内 閣 府 所 管)		
国際開発金融機 関協力経費等	131	124
(外 務 省 所 管)		
政府開発援助経 済開発等援助費	163,064	(162,904) 173,104
政府開発援助独 立行政法人国際 協力機構運営費 交付金等	150,463	(149,208) 155,608
国際分担金・拠 出金	76,152	82,845
国際連合分担 金	23,569	32,273
国際連合開発 計画拠出金	7,423	7,390
国際連合食糧 農業機関分担 金	5,793	6,401
世界エイズ・ 結核・マラリ ア対策基金拠 出金	4,675	—
国際連合難民 高等弁務官事 務所拠出金	4,197	4,035
環境問題拠出 金	4,175	4,034
経済協力開発 機構分担金	3,533	4,252
国際連合教育 科学文化機関 分担金	3,417	3,775
人口関係国際 機関等拠出金	3,089	3,370

親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金	2,761	3,327
国際機関職員派遣信託基金拠出金	2,350	2,000
国際連合児童基金拠出金	2,092	2,079
その他	9,077	9,909
その他	2,556	(2,487) 2,586
計	392,234	(397,443) 414,144
(財務省所管)		
国際開発金融機関拠出金等	32,655	32,920
政府開発援助独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資金	45,180	(44,370) 130,070
計	77,835	(77,290) 162,990
(文部科学省所管)		
外国人留学生等経費	28,153	28,495
(厚生労働省所管)		
世界保健機関分担金等	6,625	(6,765) 9,765
(農林水産省所管)		
国際漁業協力推進費	561	535
(経済産業省所管)		
海外市場開拓支援費	5,479	5,479
合計	511,018	(516,132) 621,532

中小企業対策費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
181,041	(182,484) 447,639	(△ 1,443) △ 266,598

この経費は、中小企業の資金調達の円滑化、経営革新・創業に向けた自助努力の促進、経営基盤の強化等の諸施策を実施するために必要な経費である。

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 株式会社日本政策金融公庫出資等

株式会社日本政策金融公庫については、信用保険等業務において中小企業に対する信用補完

の充実を図るため、54,000百万円の出資を行うこととしているほか、国民一般向け業務において業務円滑化のための補給金として20,154百万円を計上している。また、中小企業者向け業務等において業務円滑化のための補給金として、15,500百万円を計上している。

(2) 経営革新・創業促進

中小企業・小規模事業者が産学官連携して行う革新的な商品・サービスモデルの開発等の取組、商工会・商工会議所による小規模事業者への伴走型支援、後継者問題に対応するための「事業引継ぎ支援センター」や各都道府県に設置した様々な経営課題に対応するための「よろず支援拠点」の体制強化、地域コミュニティ機能の維持・強化等を図る全国モデル型の商店街における取組等を支援するために必要な経費として、36,366百万円を計上している。

(3) 中小企業事業環境整備

中小企業・小規模事業者の海外展開を独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が連携して支援するための経費や中小企業・小規模事業者に対する信用補完の充実に必要な経費等として、9,753百万円を計上している。

(4) 経営安定・取引適正化

消費税転嫁状況の監視等を担う転嫁対策調査官の継続配置、中小企業に対する消費税転嫁状況に係る悉皆的な調査の実施、消費税軽減税率制度の導入に向けた相談窓口の運営、各都道府県に設置した「下請かけこみ寺」における取引に関する相談対応、価格交渉力強化に向けた支援等のために必要な経費として、6,401百万円を計上している。

(5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費

この経費は、独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する運営費交付金として、17,925百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
(財務省所管)		
株式会社日本政策金融公庫出資金	53,800	(57,000) 118,300

株式会社日本政策金融公庫補給金	14,404	13,236
計	68,204	(70,236) 131,536
(厚生労働省所管)		
中小企業最低賃金引上げ支援対策費	1,199	(1,099) 4,028
(経済産業省所管)		
経営革新・創業促進費	36,366	(37,557) 144,694
株式会社日本政策金融公庫補給金	21,250	20,698
株式会社日本政策金融公庫出資金	200	(200) 42,600
中小企業事業環境整備費	9,753	(10,707) 58,207
経営安定・取引適正化費	6,401	(4,424) 4,873
独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	17,925	18,420
その他	19,743	(19,142) 22,583
計	111,638	(111,149) 312,075
合計	181,041	(182,484) 447,639

エネルギー対策費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(930,787)	(32,687)
963,474	971,123	△ 7,649

この経費は、エネルギーの長期的・安定的な供給を確保するため、エネルギー需給対策の推進、安全かつ安定的な電力供給の確保等の諸施策を実施するために必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
国際原子力機関分担金等	5,132	6,345
原子力施設廃止措置研究・人材育成の推進等	1,261	818

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費交付金	37,982	34,615
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	—	1,030
エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定へ繰入	572,600	(596,700) 637,036
エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定へ繰入	306,499	291,279
エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定へ繰入	40,000	—
計	963,474	(930,787) 971,123

また、所管別内訳は、次のとおりである。

所 管	29年度(百万円)	28年度(百万円)
内 閣 府	6,700	9,980
外 務 省	5,132	6,345
文 部 科 学 省	146,742	144,309
経 済 産 業 省	636,900	(601,553) 637,846
環 境 省	168,000	(168,600) 172,643
計	963,474	(930,787) 971,123

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費交付金等

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等において、原子力利用の安全確保のための基礎基盤研究等を行うとともに、原子力分野における人材育成等を行うこととして、39,243百万円を計上している。

(2) エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定へ繰入

この経費は、石油石炭税を財源として、石油、天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置を実施する燃料安定供給対策並びに内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置を実施するエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財

源に充てるため、一般会計からエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定へ繰り入れることとして、572,600百万円を計上している(第3特別会計6エネルギー対策特別会計参照)。

(3) エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定へ繰入

この経費は、電源開発促進税を財源として、発電用施設の設置及び運転の円滑化を目的とした「発電用施設周辺地域整備法」(昭49法78)の規定による交付金の交付及びその他の発電の用に供する施設の設置や運転の円滑化に資するための財政上の措置を実施する電源立地対策、発電用施設の利用の促進、安全の確保及び発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための財政上の措置を実施する電源利用対策並びに原子力発電施設等に関する安全の確保を図るための措置を実施する原子力安全規制対策に要する費用の財源に充てるため、一般会計からエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定へ繰り入れることとして、306,499百万円を計上している(第3特別会計6エネルギー対策特別会計参照)。

なお、このうち47,000百万円は中間貯蔵施設費用相当分について原子力損害賠償・廃炉等支援機構への資金交付に充てるためのものである。

(4) エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定へ繰入

この経費は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に交付する交付国債の発行限度額の引上げにあわせて、償還された交付国債に係る金利負担に対応するための原子力損害賠償支援資金への繰入れに要する費用の財源に充てるため、一般会計からエネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定へ繰り入れることとして、40,000百万円を計上している(第3特別会計6エネルギー対策特別会計参照)。

食料安定供給関係費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
1,017,439	(1,028,215) 1,266,675	(△ 10,776) △ 249,236

この経費は、「食料・農業・農村基本法」(平11

法106)の基本理念として掲げられている食料の安定供給の確保に資する諸施策を実施するために必要な経費である。

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 食品の安全・消費者の信頼確保対策費等

この経費は、食品の安全確保と食品に対する消費者の信頼の確保を図るために必要な経費である。

29年度においては、国産農畜水産物の安全性を向上させるため、生産資材安全確保対策事業等を推進することとし、8,353百万円を計上している。

(2) 農林水産物・食品輸出促進対策費

この経費は、食関連のグローバルマーケットの戦略的な開拓を図るために必要な経費である。

29年度においては、農林水産物・食品の輸出を促進するため、輸出に取り組む事業者等への支援等を行う輸出総合サポートプロジェクト事業等を実施することとし、4,083百万円を計上している。

(3) 食料安全保障確立対策費等

この経費は、米の適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置により主要食糧の需給及び価格の安定を図るための食料安定供給特別会計への繰入れ等に必要な経費である。

29年度においては、米の備蓄の運営等のために必要な食料安定供給特別会計への繰入れ等として、99,384百万円を計上している。

(4) 担い手育成・確保等対策費等

この経費は、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等を図り、経営所得安定対策、農業共済事業等を実施するために必要な経費である。

29年度においては、経営所得安定対策に係る交付金、農業共済事業における再保険金の円滑な支払のための食料安定供給特別会計への繰入れ等として、306,911百万円を計上している。

(5) 農地集積・集約化等対策費

この経費は、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進等を図るために必要な経費である。

29年度においては、農地中間管理機構等による農地の集積・集約化に対する支援、農地集積を図りつつ高収益作物への転換等を推進することとし、53,635百万円を計上している。

(6) 国産農産物生産・供給体制強化対策費等

この経費は、需要構造等の変化に対応して国産農産物の安定的な生産・供給等を推進するために必要な経費である。

29年度においては、水田における麦、大豆、飼料用米等の本作化等を推進するための水田活用直接支払交付金の交付、自給飼料生産基盤に立脚した酪農経営を推進するための飼料生産型酪農経営支援事業等を実施することとし、429,184百万円を計上している。

(7) 農業・食品産業強化対策費

この経費は、高付加価値化による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な経費である。

29年度においては、国産農畜産物の安定供給等を図るため、共同利用施設の整備等を支援することとし、20,174百万円を計上している。

(8) 水産資源回復対策費

この経費は、低位水準にとどまっている水産資源の管理・回復の推進等を図るために必要な経費である。

29年度においては、我が国周辺水域での主要魚種の資源評価の推進等を図ることとし、25,669百万円を計上している。

(9) 漁業経営安定対策費等

この経費は、水産業において国際競争力のある経営体の育成・確保等を図るために必要な経費である。

29年度においては、適切な資源管理と漁業経営の安定の確立のため、資源管理に取り組む漁業者を対象とした収入安定対策等を実施するとともに、漁業への定着促進を図るための長期研修等を支援する新規漁業就業者総合支援事業等を実施することとし、39,494百万円を計上している。

(10) 水産業強化対策費

この経費は、水産資源の回復、漁業経営の安定及び漁村の健全な発展を図るための水産業強

化支援事業等に必要な経費である。

29年度においては、漁村地域の活性化を目指す浜の活力再生プランの実行を支援するための資源管理等の取組及び共同利用施設等の整備を支援することとし、5,400百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
食品の安全・消費者の信頼確保対策費等	8,353	8,632
国産農産物消費拡大対策費	1,844	(2,137) 2,287
農林水産物・食品輸出促進対策費	4,083	(3,578) 10,843
食料安全保障確立対策費等	99,384	(117,543) 119,573
担い手育成・確保等対策費等	306,911	(321,697) 333,780
農地集積・集約化等対策費	53,635	(30,756) 52,456
国産農産物生産・供給体制強化対策費等	429,184	(425,405) 573,486
農業・食品産業強化対策費	20,174	(20,785) 32,085
環境保全型農業生産対策費	2,586	2,549
農山漁村6次産業化対策費	3,555	(4,184) 4,234
水産資源回復対策費	25,669	25,336
漁業経営安定対策費等	39,494	(43,559) 76,462
漁村振興対策費	1,414	(1,480) 3,980
水産業強化対策費	5,400	(4,100) 4,399
その他	15,754	(16,474) 16,574
計	1,017,439	(1,028,215) 1,266,675

その他の事項経費

その他の事項経費のうち主なものは、次のとおりである。

1 地方創生推進費及び地方創生基盤整備事業推進費(内閣府所管)

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(100,000)	
100,000	190,000	△ 90,000

この経費は、「地域再生法」(平 17 法 24)に基づき、地方公共団体が行う地方創生の深化に向けた自主的かつ主体的な取組による先駆的な地方創生推進事業及び地方創生基盤整備事業に対して支援するための交付金である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
		(58,432)
地方創生推進費	59,932	145,412
		(41,568)
地方創生基盤整備事業推進費	40,068	44,588
		(100,000)
計	100,000	190,000

(注) 計数中には、公共事業関係費に計上されているものが含まれている。

2 沖縄振興費(内閣府所管)

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(334,969)	(△ 19,968)
315,001	352,555	△ 37,554

この経費は、沖縄の優位性を活かした自立型経済の発展に向けて、より一層効果的な沖縄の振興に必要な施策の推進を図るための経費である。

29年度においては、沖縄振興策を総合的・積極的に推進するため、315,001百万円(28年度当初予算額334,969百万円)を計上している。

なお、沖縄振興費には、公共事業関係費その他の主要経費が含まれており、その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 公共事業関係費

道路、空港、港湾、農業農村整備等を中心として、沖縄県における社会資本の整備を推進するために必要な経費として、那覇空港滑走路増設事業に要する経費33,000百万円を含め、133,494百万円(28年度当初予算額132,902百万円)を計上している。

なお、当該経費には沖縄県の均衡ある発展を図る必要があることに鑑み、北部地域の連携促進と自立的発展の条件整備として、産業

振興や定住条件の整備等を行う北部振興事業に要する経費として、2,572百万円(28年度当初予算額2,572百万円)が含まれている。

(2) その他の主要な経費

(イ) 沖縄科学技術大学院大学学園における教育・研究等及び研究施設の整備に必要な経費として16,726百万円(28年度当初予算額16,726百万円)を計上している。

(ロ) 沖縄教育振興事業費

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭33法81)に基づき、沖縄県における公立学校の施設整備費について、国が一部を負担又は交付金を交付するために必要な経費として、9,423百万円(28年度当初予算額9,423百万円)を計上している。

(ハ) 沖縄振興交付金事業推進費

沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するために24年度に創設された沖縄振興交付金については、経常的経費を対象とする沖縄振興特別推進交付金及び投資的経費を対象とする沖縄振興公共投資交付金に区分して計上しており、その内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
沖縄振興特別推進交付金	68,835	80,635
		(80,655)
沖縄振興公共投資交付金	67,001	81,306
		(161,291)
計	135,837	161,941

(ニ) 沖縄県の均衡ある発展を図る必要があることに鑑み、北部地域の連携促進と自立的発展の条件整備として、産業振興や定住条件の整備等を行う北部振興事業に要する経費(非公共事業)として、2,572百万円(28年度当初予算額2,572百万円)を計上している。

(ホ) 沖縄振興開発金融公庫については、その業務の円滑な運営に資するための補給金として、895百万円(28年度当初予算額970百万円)を計上している。

(参考) 上記を含めた沖縄関係経費の所管別内訳

は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
裁 判 所	—	565
		(335,496)
内 閣 府	315,338	353,082
		(324,062)
内 閣 本 府	304,118	341,647
沖繩振興交 付金事業推 進費	135,837	(161,291) 161,941
公共事業関 係費	128,101	(127,428) 139,129
沖繩振興開 発金融公庫 補給金	895	970
		(34,373)
そ の 他	39,286	39,606
沖繩総合事務 局	10,883	10,908
公共事業関 係費	5,393	5,474
そ の 他	5,489	5,434
警 察 庁	336	527
法 務 省	2,719	—
外 務 省	44	43
財 務 省	262	80
		(1,694)
文 部 科 学 省	1,710	1,699
厚 生 労 働 省	5,539	1,605
農 林 水 産 省	618	709
防 衛 省	245,379	248,355
うちSACO 関係経費	1,264	1,488
うち米軍再編 関係経費(地 元負担軽減に 資する措置)	66,879	73,311
		(588,548)
計	571,608	606,139

(注) 計数中には、公共事業関係費その他の主要経費に計上されているものが含まれている。

3 北方対策費(内閣府所管、外務省所管、農林水産省所管及び国土交通省所管)

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
2,117	2,130	△ 13

独立行政法人北方領土問題対策協会運営費交付金など北方領土問題に関する啓発等を行うために必要な経費を計上している。

所管別内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
内 閣 府	1,607	1,607

外 務 省	315	329
農 林 水 産 省	94	94
国 土 交 通 省	100	100
計	2,117	2,130

(注) 計数中には、食料安定供給関係費に計上されているものが含まれている。

4 青少年対策費(裁判所所管、内閣府所管、総務省所管、法務省所管、文部科学省所管、厚生労働省所管及び農林水産省所管)

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
99,226	(96,158) 97,020	(3,068) 2,205

この経費は、健全な青少年活動の助成等のために必要な経費であり、独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費、青少年矯正施設の設置運営、青少年教育の振興、東南アジア青年の船の運航等に要する経費を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
(裁 判 所 所 管)		
少年事件処理経 費	10	10
(内 閣 府 所 管)		
子ども・若者育 成支援推進経費	148	248
青年国際交流経 費	1,406	1,412
青少年防犯関係 経費	453	434
計	2,007	2,094
(総 務 省 所 管)		
情報通信技術高 度利活用推進費	—	299
(法 務 省 所 管)		
青少年事件処理 経費	2,042	2,058
		(32,668)
矯正施設経費	33,170	32,736
更生保護活動経 費	18,950	18,807
		(663)
そ の 他	4,956	928
		(54,197)
計	59,118	54,529
(文 部 科 学 省 所 管)		
独立行政法人国 立科学博物館運 営費	2,797	(2,749) 2,768
独立行政法人国 立女性教育会館 運営費	519	524

初等中等教育等の振興	6,117	7,166
独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費	8,940	9,029
教育政策調査研究費	914	891
スポーツの振興	2,467	2,675
文化芸術の振興	6,461	6,325
そ の 他	192	1,189
計	28,406	(30,037) 30,567

(厚生労働省所管)

勤労青少年の育成、福祉増進対策	134	131
職業訓練経費	3,654	3,672
計	3,788	3,803

(農林水産省所管)

林業担い手育成事業	5,866	5,685
森林の多様な利用推進対策	29	33
計	5,895	5,718
合 計	99,226	(96,158) 97,020

(注) 計数中には、雇用労災対策費、科学技術振興費、教育振興助成費、文化関係費及び森林・林業対策費に計上されているものが含まれている。

5 文化関係費(文部科学省所管)

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
104,272	(103,965) 112,550	(307) △ 8,278

この経費は、芸術文化の振興、文化財保護の充実、国立文化施設関係に必要な経費である。

芸術文化の振興については、文化芸術による「創造力・想像力」豊かな子供の育成、文化芸術創造活動への効果的な支援等を実施することとして、23,495百万円を計上している。

文化財保護の充実については、文化財修理の抜本的強化・防災対策等の充実、史跡等の保存整備・活用等を実施することとして、47,522百万円を計上している。

国立文化施設関係については、独立行政法人国立美術館運営費、独立行政法人日本芸術文化振興会運営費等に必要な経費として、29,769百

万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
芸術文化の振興	23,495	(22,926) 23,008
文化財保護の充実	47,522	(46,002) 53,900
国立文化施設関係	29,769	(31,788) 32,381
そ の 他	3,485	(3,249) 3,260
計	104,272	(103,965) 112,550

(注) 計数中には、青少年対策費に計上されているものが含まれている。

6 農村地域資源維持・継承等対策費等(農林水産省所管)

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
106,622	(105,565) 106,865	(1,057) △ 243

この経費は、地域共同で行う多面的機能を支える活動及び生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続に対する支援、都市と農山漁村の共生・対流等の促進及び農泊の推進、鳥獣被害防止対策の推進に必要な経費等である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
農業生産基盤整備推進費	8,135	(8,135) 8,285
農業生産基盤整備推進施設費	4,693	4,693
そ の 他	3,442	(3,442) 3,592
農村地域資源維持・継承等対策費	74,721	74,772
中山間地域等直接支払交付金	26,300	26,300
多面的機能支払交付金	48,251	48,251
そ の 他	170	222
農山漁村活性化対策費	19,560	(17,500) 18,400
農山漁村振興交付金	10,060	8,000
鳥獣被害防止総合対策交付金	9,500	(9,500) 10,400

そ の 他	4,206	(5,157)	5,407
計	106,622	(105,565)	106,865

7 森林・林業対策費(農林水産省所管)

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
60,013	(58,555) 93,465	(1,458) △ 33,452

この経費は、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び木材利用の確保を図るために必要な経費である。

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 森林整備・保全費

森林の有する多面的機能を発揮させるため里山林の保全管理の取組等を支援するとともに、国有林野の保全管理等を図ることとし、6,746百万円を計上している。

(2) 国有林野産物等売払及管理処分業務費

29年度において見込まれる国有林野事業収入を財源として行う国有林野の産物及び製品の売払い並びに国有林野の管理又は処分に必要な経費であり、17,881百万円を計上している。

(3) 森林整備・林業等振興対策費

森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展及び林産物の供給・利用の確保を図るため、間伐材生産や路網整備、木材加工流通施設の整備等を支援することとし、6,991百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
森林整備・保全費	6,746	(7,360) 7,460

国有林野産物等売払及管理処分業務費	17,881	18,688
借入金利子国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	4,804	6,022
国有林野事業収入財源借入金債務処理費国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	14,950	11,609
林業振興対策費	6,689	6,646
林産物供給等振興対策費	1,952	(2,088) 3,738
森林整備・林業等振興対策費	6,991	(6,141) 39,301
計	60,013	(58,555) 93,465

(注) 計数中には、沖縄振興費及び青少年対策費に計上されているものが含まれている。

東日本大震災復興特別会計への繰入

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
571,000	(572,700) 699,903	(△ 1,700) △ 128,903

復興費用等の財源に充てるため、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」(27年6月30日閣議決定)を踏まえ、571,000百万円を一般会計から東日本大震災復興特別会計に繰り入れることとしている。

予 備 費

29年度(百万円)	28年度(百万円)	比較増△減(百万円)
350,000	350,000	—

予見し難い予算の不足に充てるため、計上することとしている。